

鹿屋市税減免の基準に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市税減免の基準に関する規則（平成18年鹿屋市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「別表」を「別表第1」に改める。

第2条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げる者で前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該年度分の税額のうち、事由発生の日以後に納期の末日の到来する税額につき、別表第2に定める区分による。この場合において、「納税が著しく困難なもの」とは、前号に掲げる規定と同じとする。

ア 疾病等の事由により、納税義務者又は扶養親族等（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）に係る当該年中のやむを得ない多額の支出額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）が前年中の合計所得金額の10分の3以上である者で、納税が著しく困難なもの

イ 盗難等の事由により、納税義務者又は扶養親族等の所有する資産（生活に通常必要でない資産を除く。）につき、盗難等により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）が、前年中の合計所得金額の10分の3以上である者で、納税が著しく困難なもの

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

支出（損害）金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
前年中の合計所得金額 500万円以下の場合	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下の場合	4分の1	2分の1
750万円を超える場合	8分の1	4分の1

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。